



2北生第1107号
令和2年11月9日

青森県農林水産部長 殿

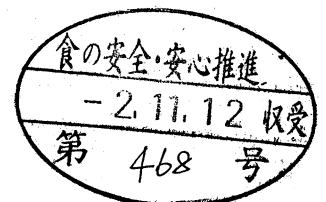
東北農政局生産部長

「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」等の
制定及び関連通知の一部改正について

このことについて、下記のとおり農林水産省生産局農業環境対策課長等から通知がありましたので、御了知の上、貴県内市町村、生産者団体等関係者に対し周知及び御指導をお願いします。

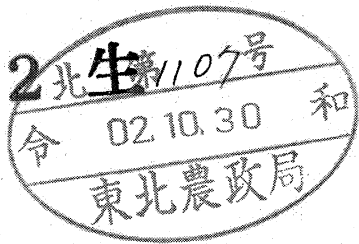
記

- 1 「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」の制定について（令和2年10月29日付け2生産第1349号生産局農業環境対策課長通知）
- 2 「地方公共団体及び事業者が生産・出荷する有機質土壌改良資材の取扱いについて」の制定について（令和2年10月29日付け2生産第1350号生産局農業環境対策課長通知）
- 3 「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定及び土壌改良資材中の放射性セシウム測定の扱いについて」の一部改正について（令和2年10月29日付け2生産第1351号、1352号生産局技術普及課長、農業環境対策課長通知）





別添 2



2 生産第 1349 号
令和 2 年 10 月 29 日

東北農政局生産部長 殿

生産局農業環境対策課長

「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて」の
制定について

落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮（バーク）及び木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）、木炭・木酢液（竹炭・竹酢液を含み、農業用土壌改良資材として利用するものに限る。）並びに腐葉土・剪定枝堆肥（以下「有機質土壌改良資材等」という。）については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の影響により、暫定許容値を超える放射性セシウムが検出され、管理も困難であることから、17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県をいう。）内においては、新たな生産・出荷及び施用を控えるよう要請するとともに、17 都県内の農家が自ら有機質土壌改良資材等の生産・出荷及び施用を行う場合、「農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」（平成 25 年 9 月 9 日付け 25 生産第 1855 号農林水産省生産局農業環境対策課長通知、以下「利用再開通知」という。）に基づく手続を行うよう御指導いただいていたところでした。

原発事故から 9 年が経過し、自然界中の放射性セシウム濃度が低下し、暫定許容値を超える有機質土壌改良資材等が生産されるリスクも低下傾向にあります。

一方、これまでの調査から、土壌の混入や、窪地や側溝にある落ち葉を原料として使用する等により、生産管理が適切に行われなければ、暫定許容値を超える有機質土壌改良資材等が生産されるおそれがあることが明らかになったところです。

このような状況を受け、農家が有機質土壌改良資材等の原料の収集から生産・出荷及び施用までの工程を都県の指導の下で適切に管理することを前提に、有機質土壌改良資材等の生産・出荷及び施用に係る要請を見直すとともに、有機質土壌改良資材等の生産・出荷及び施用に係る手続を別添のとおり定めたので、御了知の上、貴局管内の関係県宛て周知するとともに、適切な御指導をお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、利用再開通知は廃止します。



農家が自ら生産・施用する有機質土壌改良資材等の取扱いについて

令和2年10月29日2生産第1349号
農林水産省生産局農業環境対策課長

1 基本的な考え方

- (1) 落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮及び木材チップ・パウダー（樹皮を除去したものを除く。）等の農業用土壌改良資材並びに当該資材から生産する木炭・木酢液（竹炭・竹酢液を含み、農業用土壌改良資材として利用するものに限る。）並びに腐葉土及び剪定枝堆肥（以下「有機質土壌改良資材等」という。）については、今もなお、放射性セシウム濃度が暫定許容値 400 Bq/kg を超える可能性が排除できない。
- (2) このため、空間放射線量率が平常時の範囲（小数点以下第2位を四捨五入して 0.1 μ Sv/h 以下となる範囲）を超えたことがある17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）において、農家自らが有機質土壌改良資材等の生産（肥料取締法（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する特殊肥料を生産する場合を除く。）及び施用を行う場合は、都県の指導の下、生産工程の確認及び有機質土壌改良資材等の検査を行うことにより営農に必要な有機質土壌改良資材等の安全性を確保することとする。

2 具体的な手続

- (1) 地方公共団体、生産者が組織する団体及び地方公共団体を含む協議会（以下「協議会等」という。）は、「腐葉土・剪定枝堆肥生産のための放射性セシウム管理指針」（別添）（以下「生産指針」という。）に従って原料の収集及び有機質土壌改良資材等の生産を行うよう農家を指導する。
- (2) 農家又は協議会等は、農家が生産指針に従って原料の収集及び有機質土壌改良資材等の生産を行った有機質土壌改良資材等の施用開始予定日の1ヶ月以上前に、チェックシート（別紙様式）に有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査結果（以下「検査結果」という。）を付して、管轄する都県に提出する。

なお、「農家自らが生産・施用する有機質土壌改良資材及び腐葉土・剪定枝堆肥の取扱いについて」（平成25年9月9日25生産第1855号農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知、以下「利用再開通知」という。）に基づく手続を行い、検査結果が「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく放射性セシウムの暫定許容値（以下「暫定許容値」という。）の2分の1（200Bq/kg）以下であった協議会等については、チェックシート及び検査結果の報告は不要とし、また、当該協議会等に新たに農家が構成員として参加する場合は、検査結果の報告は不要とし、チェックシートのみ提出するものとする。

(3) 有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査は、1市町村当たり3ロット以上(1市町村当たりのロット数が3に満たない場合は当該ロット数)とする。ただし、販売・譲渡に供する場合にあっては、全てのロットとする。

なお、このうち、

- ① 同一市町村における有機質土壌改良資材等の過去の検査結果において、暫定許容値の2分の1(200Bq/kg)以下の場合は、検査不要とし、過去の検査結果を提出する。
- ② 雑草は、飼料(永年生牧草)のモニタリング調査の対象となっていない都県においては、検査を不要とする。
- ③ 剪定枝、木材チップ・パウダー及び木炭は、薪又は木炭の放射性セシウム濃度が「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」(平成23年11月2日付け23林政経第231号林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知)に基づく放射性セシウムの指標値(薪は40 Bq/kg、木炭は280 Bq/kg)以下であることを地方自治体が証明できる場合は、検査を不要とする。

(4) 以下の場合にあっては、チェックシート及び検査結果の提出は不要とする。

- ① 有機質土壌改良資材等(販売又は譲渡するものを除く)の検査結果が暫定許容値の2分の1(200Bq/kg)以下となった場合、翌年以降の検査は不要とする。
- ② 有機質土壌改良資材等(販売又は譲渡するもの)の検査結果が2年連続して暫定許容値の2分の1(200Bq/kg)以下となった場合又は3年連続して暫定許容値(400Bq/kg)以下となった場合であって、ロットごとの製品の放射性セシウム濃度検査結果が低下傾向にあり、著しい増減がないことや原料収集場所及び生産方法に変更がないこと等を都県が確認した場合は、翌年以降の検査は不要とする。
- ③ 上記において、過去に利用再開通知に基づいて行われた放射性セシウムの検査結果について、本通知に基づく検査結果として取り扱うものとする。

(5) 都県は、農家又は協議会等から提出されたチェックシートの記載内容及び検査結果が適正であるか確認し、利用の可否を農家又は協議会等に通知するとともに、引き続き生産指針に従って原料の収集及び有機質土壌改良資材等の生産が行われるよう指導に努めるものとする。

(6) 協議会等は、原料の収集場所を大幅に変更する場合は、収集場所を変更する1ヶ月以上前にチェックシートに有機質土壌改良資材等の放射性セシウムの検査結果を付して管轄する都県に提出するものとする。

なお、その後の手続は、(5)に準じるものとする。

(7) 都県は、(2)に基づくチェックシート及び検査結果の提出状況並びに(5)に基づく利用の可否の年間の通知状況を取りまとめ、毎年3月31日までに地方農政局を経由して農林水産省生産局農業環境対策課宛て報告するものとする。

3 チェックシート作成等に当たっての留意点

(1) 放射性セシウムの検査は、「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」等、別紙様式に掲げる各通知を参考に、適切に有機質土壌改良資材等を検査すること。

ただし、

- ① 有機質土壌改良資材等の種類ごとに、チェックシートに記載された原料収集場所ごとを1ロットとして、検査すること。
 - ② 試料をサンプリングする前には、ロットごとに十分な切返しやかくはん等を行い資材の均一化を図ること。
- (2) 有機質土壌改良資材等の形状が一定でないことから、ロットの考え方、ロットからの試料のサンプリング方法、試料の前処理方法について詳しく記載すること。
- (3) チェックシートには、試料のサンプリング状況と採取試料の写真、分析機関が発行した検査結果に係る書類を添付すること。

記入日	(西暦) 2021 年 4 月 2 日
所属機関の名称	〇〇〇協議会
記入者	農林太郎
住所	東京都
電話番号	090-9999-9999
メール、FAX	xxxxxx@yyyy.ne.jp

記入例

有機質土壌改良資材等の種類※1	腐葉土
有機質土壌改良資材等の形状※2	土・粉状
販売・譲渡の予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

※1 本チェックシートは有機質土壌改良資材等(落ち葉、雑草、剪定枝、樹皮、木材チップ・パウダー(樹皮あり)、木炭・木酢液、竹炭・竹酢液、腐葉土、剪定枝堆肥等)の種類ごとに作成すること

※2 利用する状態の有機質土壌改良資材等の形状(例:泥状、土・粉状、塊状、棒状、つる状等)や乾燥状態、大きさ等を記載する。

1. 原料の収集

原料名	落ち葉	
収集年月(西暦)	2020 年 4 月 ~ 2020 年 9 月 頃	
収集場所(施設名、住所、範囲、地目等)	①●●地区 ②●△地区 ③△△地区	
長期間手入れ・清掃されずに堆積したままとなっている場所から収集を行っていない	<input checked="" type="checkbox"/> (行っていない)	
特異点(窪地、側溝、吹きだまり等)から収集を行っていない	<input checked="" type="checkbox"/> (行っていない)	
土壌が混入しないよう収集している	<input checked="" type="checkbox"/> (混入しないよう収集している)	

※自治体等が収集した原料を譲り受ける場合は、提供者から聞き取って記載すること

2. 原料の堆積

副資材(おがくず、刈草等)	おがくず	<input type="checkbox"/> 副資材なし
他ロット、土壌等と混ざらないように管理している	<input checked="" type="checkbox"/> (管理している)	
入手元不明なおがくず等を原料として使用していない	<input checked="" type="checkbox"/> (使用していない)	
暫定許容値を超えたものを戻し堆肥として使用していない	<input checked="" type="checkbox"/> (使用していない)	

3. 製品の生産

土壌が混入しないよう管理している	<input checked="" type="checkbox"/> (管理している)	
他ロットと混ざらないように管理している	<input checked="" type="checkbox"/> (管理している)	
定期的に切り返しを行い、十分に混和している	<input checked="" type="checkbox"/> (混和している)	

4-1. 製品の分析					
検査の有無、方法	<input type="checkbox"/> 検査不要 <input checked="" type="checkbox"/> サンプル検査 <input type="checkbox"/> 全ロット検査 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)				
上記を選択した理由					
通知 [※] と同じ検査方法を採用している	<input checked="" type="checkbox"/> (採用している) 通知番号 [※] (数字) ②				
ロットの考え方	注: 堆積された有機質土壌改良資材等の1山や概ね1回に出荷する量ごと等、検査の対象とする1ロットの考え方を記載すること。				
試料の採取(サンプリング)方法	注: ロットにおける試料の均一性の確保及び土の巻き込み等交差汚染の防止の観点から、試料採取方法と採取量を記載すること。				
試料の前処理方法	注: 有機質土壌改良資材等の形状等から、のこぎりで粉にする、包丁やはさみで細かく刻む、ハンマーでつぶす等、可能な限り試料を均質にしてマリネリ容器に空隙を作らない形状にする方法とすること。				
分析事業者(団体)名	〇〇分析センター				
測定に用いた機器(どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input checked="" type="checkbox"/> ゲルマニウム半導体検出器		<input type="checkbox"/> 簡易検出器(NaI(Tl)シンチレーションスペクトルメータ等)		
測定結果①					
ロットの区分	収集場所	収集時期	製品重量(又は体積)	(数字)	8 kg
ロット1	●●地区	2020年4月	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (数字) ベクレル/kg	
				<input checked="" type="checkbox"/> 定量下限(値)未滿 (検出下限(値)): 59.3 ベクレル/kg	
測定結果②					
ロットの区分	収集場所	収集時期	製品重量(又は体積)	(数字)	10 kg
ロット2	●△地区	2020年9月	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (数字) ベクレル/kg	
				<input checked="" type="checkbox"/> 定量下限(値)以下 (定量下限(値)): 0.55 ベクレル/kg	
測定結果③					
ロットの区分	収集場所	収集時期	製品重量(又は体積)	(数字)	9 kg
ロット3	△△地区	2020年7~9月	どちらかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (数字) 56 ベクレル/kg	
				<input type="checkbox"/> 定量下限(値)以下 (定量下限(値)): ベクレル/kg	

※ 有機質土壌改良資材等の形状や生産方法等から、次に掲げる通知等を参考に、検査対象ロットの考え方、試料の採取方法、試料の前処理方法について記載すること。また、採用した通知番号を記載すること。

- ①「培土中の放射性セシウム測定のための検査方法」(平成23年8月31日付け農林水産省生産局農業生産支援課長、農業環境対策課長通知)
- ②「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」(平成23年8月5日農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)
- ③「飼料中の放射性セシウムの検査方法について」(平成23年8月3日付け農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長通知)
- ④「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法」(平成23年11月18日付け林野庁林政部経営課長、木材産業課長通知)
- ⑤「土壌改良資材として利用される木炭・木酢液中の放射性セシウム測定の扱いについて」(平成23年10月7日付け農林水産省生産局農産部農業環境対策課長通知)

4-2. 必要書類の添付	
試料のサンプリング状況と採取試料の写真を添付している	<input checked="" type="checkbox"/> (添付している)
分析した試料について、別添として分析事業者からの分析結果報告書を添付している	<input checked="" type="checkbox"/> (添付している)
都道府県担当者確認欄	<input checked="" type="checkbox"/> 確認済 <input type="checkbox"/> 問題あり(施用を自棄してください)